

令和6年9月定例県議会付議案

議案第 1号 令和6年度鳥取県一般会計補正予算（第2号）

議案第 2号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 3号 鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例（人事企画課等）

これまで鳥取県社会福祉審議会において調査審議していた児童福祉に関する事項等をより専門的に調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を新たに設置することに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

（概要）

- ①児童福祉法第8条第1項本文及び第2項に規定する事項、母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条に規定する事項、母子保健法第7条に規定する事項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議するため、鳥取県児童福祉審議会を新たに設置するとともに、鳥取県社会福祉審議会及び子育て王国とっとり会議の審議事項を見直す。
- ②鳥取県社会福祉審議会条例を廃止する。

[令和6年10月23日施行]

議案第 4号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（デジタル基盤整備課等）

申請の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号並びに本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務を拡大するものである。

（概要）

- ①鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正
個人番号を利用することができる事務に、不妊治療に要する費用の助成に関する事務を追加する。
- ②鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正
本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務に、①の事務を追加する。

[公布施行]

議案第 5号 工事請負契約（鳥取県立境港総合技術高等学校海洋練習船建造工事）の締結について (教育環境課)

工 事 名：鳥取県立境港総合技術高等学校海洋練習船建造工事
契約の相手方：新潟造船株式会社
契 約 金 額：2,343,000,000円
工事完成期限：令和9年2月25日

議案第 6号 財産を無償で貸し付けること（境港昭和地区埠頭用地）についての議決の一部変更について
(港湾課)

境港管理組合に対して、港湾施設用地に供する土地として、県有地の無償貸付を行っているところであるが、臨港道路の機能を確保するため、当該道路の付替えに必要な土地の分筆登記を行ったことにより、貸付面積を縮小及び地番を追加するものである。

(変更の概要)

変 更 前			変 更 後		
種 類	所在地	数 量	種 類	所在地	数 量
土 地	境港市昭和町9番22ほか8筆	140,949.40 ㎡	土 地	境港市昭和町9番22ほか11筆	140,949.29 ㎡

議案第 7号 財産の取得（鳥取空港除雪車）について（交通政策課）

取得の目的：鳥取空港の除雪の用に供するため、除雪車を更新するものである。

財産の内容：空港用大型高速スノーパー除雪車

取得予定価格：120,560,000円

契約の相手方：第一実業株式会社

議案第 8号 令和5年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について（水環境保全課）

議案第 9号 令和5年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第10号 令和5年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

議案第11号 鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例（市町村課）

日本国憲法及び公職選挙法（以下「法」という。）の精神にのっとり、鳥取県内において、国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を選出する選挙が、選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保するとともに、選挙人の積極的な政治参加を促進するための投票環境の向上及び主権者教育の推進のための施策について必要な事項を定め、もって民主政治及び地方自治の健全な発展を図るものである。

（概要）

- ①選挙運動は、選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期するという法に掲げる基本的理念を尊重して行われなければならない。
- ②選挙運動用ポスター等は、選挙運動のために使用するものであって、専ら財産上の利益を得るために使用するなど、選挙運動のために使用するもの以外のものを公営ポスター掲示場に掲示してはならない。
- ③公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター等は、法の規定により公職の候補者が公営ポスター掲示場ごとにそれぞれ1枚掲示することができるものであり、公職の候補者以外の者が掲示し、又は公営ポスター掲示場ごとに1枚を超えて掲示してはならない。
- ④出納責任者は、ウェブサイト等を利用する方法による広告料収入その他の選挙運動に関する収入について、法に基づく報告書の提出その他適正な管理を行わなければならない。
- ⑤何人も、選挙人が自己の良心に従ってその適当と認める公職の候補者に対し投票することを妨げ、又は他の公職の候補者又は選挙運動者が法令の範囲内において行う自由な選挙運動を妨げることのないよう、選挙の自由妨害罪に該当する行為その他法令に違反する行為をしてはならない。
- ⑥県及び公営ポスター掲示場を管理する市町村の選挙管理委員会は、法の規定に違反する文書図画が公営ポスター掲示場に掲示されたと認めるときは、法第147条の規定又は公営ポスター掲示場を管理する権限に基づき、撤去の命令その他必要な措置を行うものとする。
- ⑦選挙の自由妨害罪に該当する行為その他公明かつ適正な選挙が損なわれる急迫かつ不正の侵害行為が現に行われていると認めるときは、県及び市町村の選挙管理委員会、警察その他関係機関は、関係法令に基づき、当該行為を速やかに停止させるよう努めるものとする。
- ⑧県及び市町村の選挙管理委員会は、関係機関と連携し、発達段階に応じた教育の充実等に留意し、主権者教育の推進に努めるものとする。
- ⑨県及び市町村の選挙管理委員会は、地域の実情に応じ、期日前投票所の増設、オンライン投票立会の実施等の投票環境の向上に資する対策の検討及び実施に努めるものとする。

[公布の日から起算して7日を経過した日から施行]

報 告 事 項

報告第 1号 令和5年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

事業名	年度	精算額（円）
加地発電所制御装置更新 ※収益的支出分	R3～R5年度	7,130,967
加地発電所制御装置更新 ※資本的支出分	R3～R5年度	129,269,033

報告第 2号 令和5年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

事業名	年度	精算額（円）
日野川工業用水道計装設備更新事業	R4～R5年度	149,888,200

報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （令和6年7月30日専決）（市町村課）

不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[令和6年10月1日施行]

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年7月30日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：広島市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金405,900円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年2月2日、警察本部刑事部捜査第二課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方の電柱に衝突し、和解の相手方が設置する装置を破損させたものである。

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年7月30日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金19,360円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年5月14日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、駐車するため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が所有する建物の雨樋等に衝突し、同雨樋等を破損させたものである。

（4）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年8月22日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金58,300円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年5月27日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故処理車）を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、路上に落下していた廃油受けを跳ね上げ、対向車線を走行していた和解の相手方所有の普通乗用自動車が汚損したものである。

(5) 子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例（令和6年8月28日専決）（子育て王国課）

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の題名及び条項を改めるものである。

[子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行]

(6) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和6年8月28日専決）（脱炭素社会推進課）

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[令和7年4月1日施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年8月28日専決）

（山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 246,400 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年5月21日、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和6年8月28日専決）（住宅政策課）

建築基準法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第7条の規定の施行の日から施行]

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年8月28日専決）（家畜防疫課）

和解の相手方：甲 西伯郡伯耆町 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 306,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

県は、損害賠償金（中途解約金）777,117 円を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和6年6月12日、西部家畜保健衛生所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、道路上に駐車していた和解の相手方甲所有の小型貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和6年8月28日専決）（県土総務課）

和解の相手方：石川県羽咋郡志賀町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 147,090 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年3月29日、中部総合事務所の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようとして前進した際、左前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(11) 工事請負契約（県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル）
（交付金改良）の変更について（令和6年8月28日専決）（道路建設課）**

当初設計では昼夜間作業を行う計画としていたが、夜間作業について環境測定を行ったところ、基準を超える騒音等が観測されたことにより昼間作業のみに変更したため、工事完成期限の延長を行うものである。

（変更内容）

・工事完成期限：現行 令和6年11月8日 → 変更後 令和7年2月28日

報告第 4号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について（交通政策課）

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

報告第 5号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について（総合教育推進課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の令和5年度における業務の実績及び第2期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

**報告第 6号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について
（産業未来創造課）**

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和5年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 7号 法人の経営状況について

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 ほか30法人

報告第 8号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 ほか30法人

報告第 9号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 36件 変更 2件